

# 保育士資格等を有する者の取扱い(案)

# 保育士資格等を有する者の取扱い(案)

## <考え方>

- 基本研修において学ぶ内容は、専門研修の受講の基礎となる子ども・子育て支援の基本となる内容から構成されており、基本研修と各資格等の養成課程の履修内容が一致するものについては免除することが適当と考えられることから、養成課程の履修内容が基本研修と一致する保育士及び社会福祉士については基本研修を免除してはどうか。
- ただし、研修内容の一部にしか一致が見られないものについては、受講者への負担軽減につながらず、実施した場合には事務的に煩雑さを伴うことが想定されるため、免除しないこととしてはどうか。

## ■保育士

子育て支援員基本研修の内容は、保育士養成課程の履修内容に含まれていることから、保育士資格を有する者については、基本研修の受講を免除できることとしてはどうか。（別紙1参照）

## ■社会福祉士

社会福祉士とは、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者」であることが求められており、その養成課程では、相談援助分野・児童福祉分野・生活保護等幅広く福祉全般について学んでおり、子ども・子育て関連分野の基本的な内容を学ぶため、基本研修に含まれる内容については履修されていると考えられることから基本研修の受講を免除してはどうか。（別紙2参照）

## <他の資格の取扱い>

### ■精神保健福祉士・介護福祉士

精神保健福祉士及び介護福祉士の養成においても、一部の教育内容については基本研修と重複があるものの、子ども家庭福祉や社会的養護等基本研修で学ぶべき子どもに関する分野については履修されていないことから、精神保健福祉士・介護福祉士については基本研修を免除しないこととしてはどうか。（別紙3，4参照）

## ■幼稚園教諭

幼稚園教諭の履修科目には、基本研修において受講する子ども家庭福祉や社会的養護などが含まれていないことから、基本研修を免除しないこととしてはどうか。

(参考)

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う新たな幼保連携型認定こども園の創設を契機として、幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設けているが、社会的養護や児童虐待については追加の履修が必要としている。(別紙5参照)

## ■小学校等教諭

上述の通り、幼稚園教諭の場合でも基本研修の免除はできないことから、基本研修カリキュラムで学ぶ科目について学ぶ必要があると、思料されることから、学校教諭についても幼稚園教諭同様に免除しないこととしてはどうか。

## ■看護師・保健師・助産師

看護師養成課程、保健師養成課程及び助産師養成課程においては、子どもの発達や成長及び生命の保持等の保健・医療に関する分野については履修されているところであるが、子ども家庭福祉、社会的養護など福祉的な分野については履修されていないことから、看護師・保健師・助産師についても基本研修を免除しないこととしてはどうか。

(別紙6, 7, 8参照)



ただし、例えば幼稚園教諭や看護師など国家資格を有し、かつ日々子どもと関わる業務に携わるなど、実務経験により、基本研修で学ぶべき知識等が習得されていると都道府県知事等が認める場合に限り、基本研修を免除しても差し支えないこととしてはどうか。

子育て支援員基本研修カリキュラム案		
(科目)	内容	(時間)
①子ども・子育て家庭の現状	<子育て家庭(対人援助を行う対象)に対する理解> ①子どもの育つ社会・環境 ②子育て家庭の変容 ③ワークライフバランス	1
②子ども家庭福祉	<子育て支援制度の理解> ①子ども・子育て支援新制度の概要 ②子ども家庭福祉施策の理解 ③子ども家庭福祉に係る資源の理解	1
③子どもの発達	<子ども(対人援助を行う対象)に対する理解> ①発達への理解 ②発達への援助 ③胎児期から青年期までの発達 ④子どもの遊び	1
④保育の原理	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①発達・成長の保障 ②情緒の安定 ③生命の保持	1
⑤対人援助の価値と倫理	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①保護者・職場内・他組織・地域の人々との連携・協力 ②守秘義務・個人情報の保護 ③子どもの最善の利益 ④利用者主体 ⑤対象者の尊厳の遵守	1
⑥子ども虐待と社会的養護	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①子ども虐待と影響 ②虐待の発見と通告 ③虐待を受けた子どもに見られる行動 ④子どもの権利を守る関わり ⑤社会的養護の現状	1
⑦子どもの障害	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①障害児支援制度の理解(合理的配慮を含む) ②障害特性に応じた関わり方・専門機関との連携 ③障害児支援サービス等の理解	1
総合演習	①子ども・子育て家庭の現状の考察・検討 ②子ども・子育て家庭への支援と役割の考察・検討 ③特別な支援を必要とする家庭の考察・検討	1

保育士養成施設の修業教科目等(抜粋)				
(科目)	内容	(単位)	基本研修該当科目	
児童家庭福祉	現代社会における児童家庭福祉の意義と歴史の変遷、児童家庭福祉と保育 児童家庭福祉の制度と実施体系、 児童家庭福祉の現状と課題(児童虐待・社会的養護・障害のある児童への対応 含む)、 児童家庭福祉の動向と展望(保育・教育・療育・保健・医療等との連携とネットワーク含む)	2	①、②、⑤、 ⑥、⑦	<p>保育の本質・目的に関する科目</p> <p>保育の対象の理解に関する科目</p> <p>保育の内容・方法に関する科目</p>
相談援助(演習)	相談援助の概要、相談援助の方法と技術、相談援助の具体的展開 事例分析	1	⑤、⑥、⑦	
社会的養護	現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷、 社会的養護と児童家庭福祉、社会的養護の制度と実施体系 施設養護の実際、社会的養護の現状と課題	2	⑥	
保育の心理学Ⅰ	保育と心理学、子どもの発達理解、人との相互のかかわりと子どもの発達、 生涯発達と初期経験の重要性	2	③	
保育の心理学Ⅱ(演習)	子どもの発達と保育実践、生活や遊びを通じた学びの過程、 保育における発達援助	1	③	
子どもの保健Ⅰ	子どもの健康と保健の意義(生命の保持と情緒の安定に係る保健活動の意義と目的 等)、 子どもの発育・発達と保健、子どもの疾病と保育 子どもの精神保健、環境及び衛生管理並びに安全管理、 健康及び安全の実施体制	4	④	
子どもの保健Ⅱ(演習)	保健活動の計画及び評価、子どもの保健と環境、子どもの疾病と適切な対応(障害児含む) 事故防止及び健康安全管理、心とからだの健康問題と地域保健活動	1	⑦	
子どもの食と栄養(演習)	子どもの健康と食生活の意義、栄養に関する基礎的知識、 子どもの発育・発達と食生活、食育の基本と内容、 家庭や児童福祉施設における食事と栄養、 特別な配慮を要する子どもの食と栄養(障害児含む)	2	⑦	
障害児保育(演習)	障害児保育を支える理念、障害の理解と保育における発達の援助、 障害児保育の実際、家庭及び関係機関との連携、 障害のある子どもの保育にかかわる現状と課題	2	⑦	
社会的養護内容(演習)	社会的養護における児童の権利擁護と保育士等の倫理及び責務、 社会的養護の実施体系、支援の計画と内容及び事例分析、 社会的養護にかかわる専門的技術、今後の課題と展望	1	⑥	
保育相談支援(演習)	保育相談支援の意義、保育相談支援の基本、保育相談支援の実際、 児童福祉施設における保育相談支援、	1	⑤	

※保育士養成施設の修業教科目等全般については別紙9参照

子育て支援員基本研修カリキュラム案 順不同		
(科目)	内容	(時間)
①子ども・子育て家庭の現状	<子育て家庭(対人援助を行う対象)に対する理解> ①子どもの育つ社会・環境 ②子育て家庭の変容 ③ワークライフバランス	1
②子ども家庭福祉	<子育て支援制度の理解> ①子ども・子育て支援新制度の概要 ②子ども家庭福祉施策の理解 ③子ども家庭福祉に係る資源の理解	1
⑥子ども虐待と社会的養護	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①子ども虐待と影響 ②虐待の発見と通告 ③虐待を受けた子どもに見られる行動 ④子どもの権利を守る関わり ⑤社会的養護の現状	1
③子どもの発達	<子ども(対人援助を行う対象)に対する理解> ①発達への理解 ②発達への援助 ③胎児期から青年期までの発達 ④子どもの遊び	1
④保育の原理	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①発達・成長の保障 ②情緒の安定 ③生命の保持	1
⑤対人援助の価値と倫理	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①保護者・職場内・他組織・地域の人々との連携・協力 ②守秘義務・個人情報の保護 ③子どもの最善の利益 ④利用者主体 ⑤対象者の尊厳の遵守	1
⑦子どもの障害	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①障害児支援制度の理解(合理的配慮を含む) ②障害特性に応じた関わり方・専門機関との連携 ③障害児支援サービス等の理解	1
⑧演習	①子ども・子育て家庭の現状の考察・検討 ②子ども・子育て家庭への支援と役割の考察・検討 ③特別な支援を必要とする家庭の考察・検討	1

社会福祉士養成にかかる社会福祉に関する科目(指定科目)等 抜粋・順不同			
科目	教育に含むべき事項	時間	基本研修該当科目
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	① 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要(一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。)と実際 ② 児童・家庭福祉制度の発展過程、 ③ 児童の定義と権利 ④ 児童福祉法 ⑤ 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法) ⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(D.V法) ⑦ 母子及び寡婦福祉法、 ⑧ 母子保健法、 ⑨ 児童手当法、 ⑩ 児童扶養手当法 ⑪ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律、 ⑫ 次世代育成支援対策推進法 ⑬ 少子化社会対策基本法、 ⑭ 売春防止法、 ⑮ 児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際 ⑯ 児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際 ⑰ 児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワーキングと実際 ⑱ 児童相談所の役割と実際	30	①、②、⑥
人体の構造と機能及び疾病	① 人の成長・発達、 ② 心身機能と身体構造の概要、 ③ 国際生活機能分類(ICF)の基本的考え方と概要 ④ 健康の捉え方、 ⑤ 疾病と障害の概要、 ⑥ リハビリテーションの概要	30	③、④
心理学理論と心理的支援	① 人の心理学的理解、 ② 人の成長・発達と心理、 ③ 日常生活と心の健康、 ④ 心理的支援の方法と実際	30	
相談援助の基盤と専門職	① 社会福祉士の役割と意義、 ② 精神保健福祉士の役割と意義、 ③ 相談援助の概念と範囲 ④ 相談援助の理念、 ⑤ 相談援助における権利擁護の意義、 ⑥ 相談援助に係る専門職の概念と範囲 ⑦ 専門職倫理と倫理的ジレンマ ⑧ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携(チームアプローチ含む)の意義と内容	60	⑤
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要 ② 障害者福祉制度の発展過程、 ③ 障害者総合支援法、 ④ 障害者総合支援法における組織及び団体の役割と実際 ⑤ 障害者総合支援法における専門職の役割と実際 ⑥ 障害者総合支援法における多職種連携、ネットワーキングと実際 ⑦ 相談支援事業所の役割と実際、 ⑧ 身体障害者福祉法、 ⑨ 知的障害者福祉法 ⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、 ⑪ 発達障害者支援法 ⑫ 障害者基本法、 ⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 ⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律	30	⑦

※社会福祉士養成にかかる社会福祉に関する科目(指定科目)等の全般については別紙10参照

## 精神保健福祉士とは

精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者

(精神保健福祉士法第二条 抜粋)

## ○精神保健福祉士養成にかかる精神障害者の保健及び福祉に関する科目（指定科目）等

(精神保健福祉士短期養成施設及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成10年1月30日省令12号）・精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について（平成23年8月5日障発0805第3号） 抜粋)

科目	教育に含むべき事項	時間
人体の構造と機能及び疾病	① 人の成長・発達 ② 心身機能と身体構造の概要 ③ 国際生活機能分類（ICF）の基本的考え方と概要 ④ 健康の捉え方 ⑤ 疾病と障害の概要 ⑥ リハビリテーションの概要	30
心理学理論と心理的支援	① 人の心理学的理解 ② 人の成長・発達と心理 ③ 日常生活と心の健康 ④ 心理的支援の方法と実際	30
社会理論と社会システム	① 現代社会の理解 ② 生活の理解 ③ 人と社会の関係 ④ 社会問題の理解	30
現代社会と福祉	① 現代社会における福祉制度と福祉政策 ② 福祉の原理をめぐる理論と哲学 ③ 福祉制度の発達過程 ④ 福祉政策におけるニーズと資源 ⑤ 福祉政策の課題、⑥ 福祉政策の構成要素 ⑦ 福祉政策と関連政策 ⑧ 相談援助活動と福祉政策の関係	60
地域福祉の理論と方法	① 地域福祉の基本的考え方 ② 地域福祉の主体と対象、 ③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民 ④ 地域福祉の推進方法	60
社会保障	① 現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。） ② 社会保障の概念や対象及びその理念 ③ 社会保障の財源と費用 ④ 社会保険と社会扶助の関係 ⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係 ⑥ 社会保障制度の体系 ⑦ 年金保険制度の具体的内容 ⑧ 医療保険制度の具体的内容 ⑨ 諸外国における社会保障制度の概要	60
低所得者に対する支援と生活保護制度	① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際 ② 生活保護制度 ③ 生活保護制度における組織及び団体の役割と実際 ④ 生活保護制度における専門職の役割と実際 ⑤ 生活保護制度における多職種連携、ネットワーキングと実際 ⑥ 福祉事務所の役割と実際 ⑦ 自立支援プログラムの意義と実際 ⑧ 低所得者対策 ⑨ 低所得者への住宅政策 ⑩ ホームレス対策	30
福祉行財政と福祉計画	① 福祉行政の実施体制 ② 福祉行財政の動向 ③ 福祉計画の意義と目的 ④ 福祉計画の主体と方法 ⑤ 福祉計画の実際	30

科 目	教育に含むべき事項	時間
保健医療サービス	① 医療保険制度 ② 診療報酬 ③ 保健医療サービスの概要 ④ 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際 ⑤ 保健医療サービス関係者との連携と実際	30
権利擁護と成年後見制度	① 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わり ② 成年後見制度 ③ 日常生活自立支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 権利擁護に係る組織、団体の役割と実際 ⑥ 権利擁護活動の実際	30
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要 ② 障害者福祉制度の発展過程 ③ 障害者総合支援法 ④ 障害者総合支援法における組織及び団体の役割と実際 ⑤ 障害者総合支援法における専門職の役割と実際 ⑥ 障害者総合支援法における多職種連携、ネットワーキングと実際 ⑦ 相談支援事業所の役割と実際 ⑧ 身体障害者福祉法 ⑨ 知的障害者福祉法 ⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ⑪ 発達障害者支援法 ⑫ 障害者基本法 ⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 ⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律	30
精神疾患とその治療	① 精神疾患総論（代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む） ② 精神疾患の治療 ③ 精神科医療機関の治療構造及び専門病棟 ④ 精神科治療における人権擁護 ⑤ 精神科病院におけるチーム医療と精神保健福祉士の役割 ⑥ 精神医療と福祉及び関連機関との間における連携の重要性	60
精神保健の課題と支援	① 精神の健康と、精神の健康に関連する要因及び精神保健の概要 ② 精神保健の視点から見た家族の課題とアプローチ ③ 精神保健の視点から見た学校教育の課題とアプローチ ④ 精神保健の視点から見た勤労者の課題とアプローチ ⑤ 精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチ ⑥ 精神保健に関する対策と精神保健福祉士の役割 ⑦ 地域精神保健に関する諸活動と精神保健に関する偏見・差別等の課題 ⑧ 精神保健に関する専門職種（保健師等）と国、都道府県、市町村、団体等の役割及び連携 ⑨ 諸外国の精神保健活動の現状及び対策	60
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	① 精神保健福祉士の役割と意義 ② 社会福祉士の役割と意義 ③ 相談援助の概念と範囲 ④ 相談援助の理念	30
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	① 精神保健福祉士が行う相談援助活動の対象と相談援助の基本的考え方 ② 相談援助に係わる専門職（精神科病院、精神科診療所を含む）の概念と範囲 ③ 精神障害者の相談援助における権利擁護の意義と範囲 ④ 精神保健福祉活動における総合的かつ包括的な援助と多職種連携（チームアプローチを含む。）の意義と内容	30

科 目	教育に含むべき事項	時間
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	① 精神保健医療福祉の歴史と動向 ② 精神障害者に対する支援の基本的な考え方と必要な知識 ③ 精神科リハビリテーションの概念と構成 ④ 精神科リハビリテーションのプロセス ⑤ 医療機関における精神科リハビリテーション（精神科専門療法を含む。）の展開とチーム医療における精神保健福祉士の役割 ⑥ 精神障害者の支援モデル ⑦ 相談援助の過程及び対象者との援助関係 ⑧ 相談援助活動のための面接技術 ⑨ 相談援助活動の展開（医療施設、社会復帰施設、地域社会を含む。） ⑩ 家族調整・支援の実際と事例分析 ⑪ スーパービジョンとコンサルテーション ⑫ 地域移行の対象及び支援体制 ⑬ 地域を基盤にした相談援助の主体と対象（精神障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、医療、福祉の状況を含む。） ⑭ 地域を基盤にしたリハビリテーションの基本的考え方 ⑮ 精神障害者のケアマネジメント ⑯ 地域を基盤にした支援とネットワーキング ⑰ 地域生活を支援する包括的な支援（地域精神保健福祉活動）の意義と展開	120
精神保健福祉に関する制度とサービス	① 精神保健福祉法の意義と内容 ② 精神障害者の福祉制度の概要と福祉サービス ③ 精神障害者に関連する社会保障制度の概要 ④ 相談援助に係わる組織、団体、関係機関及び専門職や地域住民との協働 ⑤ 更生保護制度の概要と精神障害者福祉との関係 ⑥ 更生保護制度における関係機関や団体との連携 ⑦ 医療観察法の概要 ⑧ 医療観察法における精神保健福祉士の専門性と役割 ⑨ 社会資源の調整・開発に係わる社会調査の意義、目的、倫理、方法及び活用	60
精神障害者の生活支援システム	① 精神障害者の概念 ② 精神障害者の生活の実際 ③ 精神障害者の生活と人権 ④ 精神障害者の居住支援 ⑤ 精神障害者の就労支援 ⑥ 精神障害者の生活支援システム ⑦ 市町村における相談援助 ⑧ その他の行政機関における相談援助	30
精神保健福祉援助演習（基礎）	以下の内容については、精神保健福祉援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。 ア 自己覚知 イ 基本的なコミュニケーション技術の習得 ウ 基本的な面接技術の習得 エ グループダイナミクス活用技術の習得 オ 情報の収集・整理・伝達の技術の習得 カ 課題の発見・分析・解決の技術の習得 キ 記録の技術の習得 ク 地域福祉の基盤整備に係る事例を活用し、次に掲げる事柄について実技指導を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握</li> <li>・ 地域アセスメント</li> <li>・ 地域福祉の計画</li> <li>・ ネットワーキング</li> <li>・ 社会資源の活用・調整・開発</li> <li>・ サービス評価</li> </ul>	30



科 目	教育に含むべき事項	時間
精神保健福祉援助演習 (専門)	<p>① 以下の内容については、精神保健福祉援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。</p> <p>ア 次に掲げる具体的な課題別の精神保健福祉援助の事例（集団に対する事例を含む。）を活用し、実現に向けた精神保健福祉課題を理解し、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的排除</li> <li>・ ピアサポート</li> <li>・ 教育、就労（雇用）</li> <li>・ 精神科リハビリテーション</li> <li>・ 退院支援、地域移行、地域生活継続</li> <li>・ 地域における精神保健（自殺、ひきこもり、児童虐待、薬物・アルコール依存等）</li> <li>・ 貧困、低所得、ホームレス</li> <li>・ その他の危機状態にある精神保健福祉</li> </ul> <p>イ アに掲げる事例を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インテーク（受理面接）</li> <li>・ アセスメント（課題分析）</li> <li>・ 支援の実施</li> <li>・ 効果測定と支援の評価</li> <li>・ 契約</li> <li>・ プランニング（支援の計画）</li> <li>・ モニタリング（経過観察）</li> <li>・ 終結とアフターケア</li> </ul> <p>ウ イの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトリーチ</li> <li>・ チームアプローチ</li> <li>・ 社会資源の活用・調整・開発</li> <li>・ ケアマネジメント</li> <li>・ ネットワーキング</li> </ul> <p>② 精神保健福祉援助実習後に行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、精神保健福祉援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。</li> </ul>	60
精神保健福祉援助実習指導	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導</p> <p>ア 精神保健福祉援助実習と精神保健福祉援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義</p> <p>イ 精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む。）に関する基本的な理解</p> <p>ウ 実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解</p> <p>エ 現場体験学習及び見学実習</p> <p>オ 実習先で必要とされる精神保健福祉援助に係る専門的知識と技術に関する理解</p> <p>カ 精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解</p> <p>キ 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（個人情報保護法の理解を含む。）</p> <p>ク 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>ケ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成</p> <p>コ 巡回指導（訪問指導、スーパービジョン）</p> <p>サ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成</p> <p>シ 実習の評価全体総括会</p>	90

科 目	教育に含むべき事項	時間
精神保健福祉援助実習	<p>① 精神科病院等の病院において実習を行う学生は、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助</li> <li>イ 退院又は地域移行・地域支援に向けた、患者及びその家族への相談援助</li> <li>ウ 多職種や病院外の関係機関との連携を通じた援助</li> </ul> <p>② 精神科診療所において実習を行う学生は、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 治療中の患者及びその家族への相談援助</li> <li>イ 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助</li> <li>ウ 地域の精神科病院や関係機関との連携を通じた援助</li> </ul> <p>③ 学生は、地域の障害福祉サービス事業を行う施設等や精神科病院等の医療機関の実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</li> <li>イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成</li> <li>ウ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との支援関係の形成</li> <li>エ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワーメントを含む。）とその評価</li> <li>オ 精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際</li> <li>カ 精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解</li> <li>キ 施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解</li> <li>ク 施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の実際</li> <li>ケ 当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解</li> </ul> <p>④ 精神保健福祉援助実習指導担当教員は、巡回指導等を通して、実習事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p>	210
合計		1,200

## 介護福祉士とは

専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者

(社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二号 抜粋)

## ○介護福祉士養成施設で学ぶ科目等

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年12月15日省令50号)・社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日社援発第0328001号) 抜粋)

領域	教育内容	教育に含むべき事項	時間
人間と社会	人間の尊厳と自立	① 人間の尊厳と自立 ② 介護における尊厳の保持・自立支援	30以上
	人間関係とコミュニケーション	① 人間関係の形成 ② コミュニケーションの基礎	30以上
	社会の理解	① 生活と福祉 ② 社会保障制度 ③ 介護保険制度 ④ 障害者自立支援制度 ⑤ 介護実践に関連する諸制度	60以上
	人間と社会に関する選択科目	以下の内容のうちから介護福祉士養成施設ごとに選択して、科目の内容及び時間を設定する。 ① 生物や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習(科目例:生物、生命科学) ② 数学と人間のかかわりや社会生活における数学の活用の理解と数学的・論理的思考の学習(科目例:統計、数学(基礎)、経理) ③ 家族・福祉、衣食住、消費生活等に関する基本的な知識と技術の学習(科目例:家庭、生活技術、生活文化) ④ 組織体のあり方、対人関係のあり方、(リーダーとなった場合の)人材育成のあり方についての学習(科目例:経営、教育) ⑤ 現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習(科目例:社会、現代社会、憲法論、政治・経済) ⑥ その他の社会保障関連制度についての学習(科目例:労働法制、住宅政策、教育制度、児童福祉)	
		(合計) ※人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して240時間以上になるように設定する。	240

領域	教育内容	教育に含むべき事項	時間
介護	介護の基本	① 介護福祉士を取り巻く状況 ② 介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ ③ 尊厳を支える介護 ④ 自立に向けた介護 ⑤ 介護を必要とする人の理解 ⑥ 介護サービス ⑦ 介護実践における連携 ⑧ 介護従事者の倫理 ⑨ 介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑩ 介護従事者の安全	180
	コミュニケーション技術	① 介護におけるコミュニケーションの基本 ② 介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ③ 介護におけるチームのコミュニケーション	60
	生活支援技術	① 生活支援 ② 自立に向けた居住環境の整備 ③ 自立に向けた身じたくの介護 ④ 自立に向けた移動の介護 ⑤ 自立に向けた食事の介護 ⑥ 自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦ 自立に向けた排泄の介護 ⑧ 自立に向けた家事の介護 ⑨ 自立に向けた睡眠の介護 ⑩ 終末期の介護	300
	介護過程	① 介護過程の意義 ② 介護過程の展開 ③ 介護過程の実践的展開 ④ 介護過程とチームアプローチ	150
	介護総合演習	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に生徒が養成施設等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。	120
	介護実習	① 個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。 ② 個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。	450
	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	① 人間の成長と発達の基礎的理解 ② 老年期の発達と成熟 ③ 老化に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④ 高齢者と健康
認知症の理解		① 認知症を取り巻く状況 ② 医学的側面から見た認知症の基礎 ③ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援	60
障害の理解		① 障害の基礎的理解 ② 障害の医学的側面の基礎的知識 ③ 連携と協働 ④ 家族への支援	60

領 域	教育内容	教育に含むべき事項	時間
<p>こころとからだのしくみ</p>	<p>こころとからだのしくみ</p>	<p>① こころのしくみの理解            ② からだのしくみの理解            ③ 身じたくに関連したこころとからだのしくみ            ④ 移動に関連したこころとからだのしくみ            ⑤ 食事に関連したこころとからだのしくみ            ⑥ 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみ            ⑦ 排泄に関連したこころとからだのしくみ            ⑧ 睡眠に関連したこころとからだのしくみ            ⑨ 死にゆく人のこころとからだのしくみ</p>	<p>120</p>

幼稚園教諭免許状を有する者(実務経験不問)の  
保育士資格取得に必要な履修科目

保育士資格取得特例(実務経験を有する幼稚園教諭)  
の保育士資格取得に必要な履修科目

①試験科目	② ①の受験免除に必要な履修科目	履修形態 単位数	履修	＜特例による履修形態・単位数＞
社会福祉	社会福祉	講義・2	履修	福祉と養護(講義・2単位)
	相談援助	演習・1	—	
社会的養護	社会的養護	講義・2	履修	福祉と養護(講義・2単位)
	社会的養護内容	演習・1	—	
児童家庭福祉	児童家庭福祉	講義・2	履修	相談支援(講義・2単位)
	家庭支援論	講義・2	履修	
子どもの保健	子どもの保健Ⅰ	講義・4	履修	保健と食と栄養(講義・2単位)
	子どもの保健Ⅱ	演習・1	—	
子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	演習・2	履修	保健と食と栄養(講義・2単位)
保育原理	保育原理	講義・2	—	乳児保育(演習・2単位)
	乳児保育	演習・2	履修	
	保育相談支援	演習・1	履修	①通学課程による履修例 ・通学による履修(約19日)
	障害児保育	演習・2	—	
保育実習理論	保育内容総論	演習・1	—	②通信課程による履修例 ・独習+レポート+試験+面接授業(約2日)
	保育内容演習	演習・5	—	
	保育の表現技術	演習・4	—	
合計単位数		34単位	→	8単位

※幼稚園教諭免許状を有しない場合は、68単位の履修が必要

看護師とは  
傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者（保健師助産師看護師法第五条 抜粋）

○看護師養成所の教育課程（3年課程）における教育の基本的考え方、留意点等  
（看護師等養成所の運営に関する指導要領（平成13年1月5日健政発第5号） 抜粋）

教育内容		留意点	単位	
基礎分野	科学的思考の基盤	<p>「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。</p> <p>人間と社会を幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。</p> <p>国際化及び情報化へ対応しうる能力を養う内容を含むものとする。</p> <p>職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。</p>	13	
	人間と生活・社会の理解			
専門基礎分野	人体の構造と機能	<p>人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。</p> <p>演習を強化する内容とする。</p>	15	
	疾病の成り立ちと回復の促進			
	健康支援と社会保障制度			<p>人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。</p>
専門分野Ⅰ	基礎看護学	<p>専門分野Ⅰでは、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化する内容とする。</p> <p>コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。</p> <p>事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。</p> <p>看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。</p>	10	
	臨地実習		基礎看護学	3
専門分野Ⅱ	成人看護学	<p>講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。</p> <p>健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。</p> <p>成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。</p>	6	
	老年看護学		4	
	小児看護学		4	
	母性看護学		4	
	精神看護学		4	
	臨地実習	成人看護学	<p>知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。</p> <p>チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。</p> <p>保健・医療・福祉との連携、協働を通して、看護を実践する実習とする。</p>	6
		老年看護学		4
		小児看護学		2
		母性看護学		2
		精神看護学		2

教育内容		留意点	単位	
統合分野	在宅看護論	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し地域での看護の基礎を学ぶ内容とする。 地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。	4	
	看護の統合と実践	チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。	4	
	臨地実習	在宅看護論	訪問看護に加え、地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。	2
		看護の統合と実践	専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習を行う。 複数の患者を受け持つ実習を行う。 一勤務帯を通した実習を行う。 夜間の実習を行うことが望ましい。	2
合計			97	



## 保健師とは

保健指導に従事することを業とする者（保健師助産師看護師法第二条 抜粋）

※予め看護師免許を取得する必要あり

## ○保健師養成所の教育課程における教育の基本的考え方、留意点等

（看護師等養成所の運営に関する指導要領（平成13年1月5日健政発第5号） 抜粋）

教育内容		留意点	単位
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ（共同体）及び地域を構成する人々の集合体の健康増進・改善を目指すアプローチの基本的な考え方を学ぶ内容とする。	2
	個人・家族・集団・組織の支援	個人・家族の健康課題への支援から地域をアセスメントし、顕在化・潜在化した健康課題を明確にする方法を学ぶ内容とする。 健康課題への支援を計画・立案することを学ぶ内容とする。 人々の健康行動の特性及び効果的な介入方法と技術を学ぶ内容とする。 集団における教育方法や集団力学等を学ぶ内容とする。	14
	公衆衛生看護活動展開論	地域の人々や医療・福祉等の他職種との協働・マネジメントを学ぶ内容とする。 ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの連動による活動の展開を学ぶ内容とする。 産業保健・学校保健における活動の展開を学ぶ内容とする。 事例を用いて活動や事業の評価を行い、システム化・施策化につなげる過程を演習を通して学ぶ内容とする。	
	公衆衛生看護管理論	健康危機管理を学ぶ内容とする。	
疫学	公衆衛生看護活動を展開するうえで、基盤となる疫学調査・分析、活用方法について学ぶ内容とする。	2	
保健統計学	公衆衛生看護活動における統計学の基礎、情報処理技術及び統計情報とその活用方法について学ぶ内容とする。	2	
保健医療福祉行政論	保健・医療・福祉の計画の企画及び評価について実践的に学ぶ内容とする。 調査で明らかにされた生活環境が人々に及ぼす健康上の影響など、健康に係る社会問題を解決する政策形成過程に活かす方法を学ぶ内容とする。 事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。	3	

教育内容		留意点	単位	
臨地 実習	公衆衛生看護 学実習	個人・家族・集団・組織の支援実習	地域の社会資源を活用し、生活を支援する実習とする。 家庭訪問を通して、地域の健康課題を理解することができる実習とする	2
		公衆衛生看護活動展開論実習	個人と地域全体を連動させながら捉え、地域全体に対してPDCAを展開する過程を学ぶ実習とする。 地域ケアシステムにおける地域の人々や医療・福祉の他職種と協働する方法を学ぶ実習とする。	3
		公衆衛生看護管理論実習	地域住民、関係機関や他職種との連携、調整の実際を理解する実習とする。 公衆衛生看護活動の管理や評価、健康危機管理の体制について学ぶ実習とする。	
合計			28	

## 助産師とは

助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子（保健師助産師看護師法第三条 抜粋）

※予め看護師免許を受けている必要あり

## ○助産師養成所の教育課程における教育の基本的考え方、留意点等

（看護師等養成所の運営に関する指導要領（平成13年1月5日健政発第5号） 抜粋）

教育内容		留意点	単位
基礎助産学		女性の生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて支援する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 母子の命を同時に尊重することに責任を持つ役割を理解し、生命倫理を深く学ぶ内容とする。 母性・父性を育むことを支援する能力を養う内容とし、また家族の心理・社会的側面を強化する内容とする。 チーム医療や関係機関との調整・連携について学ぶ内容とする。 助産師の専門性、助産師に求められる姿勢、態度について学ぶ内容とする。	6
助産診断・技術学		助産の実践に必要な基本的技術を確実に修得する内容とする。 助産過程の展開に必要な助産技術を確実に修得するために、演習を充実・強化する内容とする。 妊婦・じょく婦・新生児の健康状態に関するアセスメント及びそれに基づく支援を強化する内容とする。 妊娠経過の正常・異常を診断するための能力を養い、診断に伴う最新の技術を修得する内容とする。 分べん期における緊急事態（会陰の切開及び裂傷に伴う縫合、新生児蘇生、止血処置、児の異常に対する産婦・家族への支援等）に対応する能力を強化する内容とする。 妊産婦の主体性を尊重した出産を支援する能力を養う内容とする。	8
地域母子保健		住民の多様なニーズに対応した母子保健サービスを提供できるための能力を養うとともに、保健・医療・福祉関係者と連携・協働しながら地域の母子保健を推進するための能力を養う内容とする。	1
助産管理		助産業務の管理、助産所の運営の基本及び周産期医療システムについて学ぶ内容とする。 周産期における医療安全の確保と医療事故への対応について学ぶ内容とする。	2
臨地実習	助産学実習	助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。 分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生1人につき正常産を10回程度直接取り扱うことを目安とする。取り扱う分べんは、原則として正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第1期から第3期終了より2時間までとする。 実習期間中に妊娠中期から産後1ヶ月まで継続して受け持つ実習を1例以上行う。 妊婦健康診査を通して妊娠経過の診断を行う能力及び産じょく期の授乳支援や新生児期のアセスメントを行う能力を強化する実習とする。	11
合計			28

保育士とは  
 専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者  
 (児童福祉法第十八条の四 抜粋)

○保育士養成施設の修業科目等  
 (指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について (平成15年12月9日雇児発第1209001号) 抜粋)

		(科 目)	内容	(単位)
必修	保育の本質・目的に関する科目 (A)	保育原理	保育の意義、保育所保育指針における保育の基本 保育の目標と方法、保育の思想と歴史的変遷、保育の現状と課題	2
		教育原理	教育の意義、目的及び児童福祉等の関連性、教育の思想と歴史的変遷 教育の制度、教育の実践、生涯学習社会における教育の現状と課題	2
		児童家庭福祉	現代社会における児童家庭福祉の意義と歴史的変遷、児童家庭福祉と保育 児童家庭福祉の制度と実施体系、 児童家庭福祉の現状と課題 (児童虐待・社会的養護・障害のある児童への対応含む)、 児童家庭福祉の動向と展望 (保育・教育・療育・保健・医療等との連携とネットワーク含む)	2
		社会福祉	現代社会における社会福祉の意義と歴史的変遷、 社会福祉と児童家庭福祉、社会福祉の制度と実施体系 社会福祉における相談援助、 社会福祉における利用者の保護に関わる仕組み、社会福祉の動向と課題	2
		相談援助 (演習)	相談援助の概要、相談援助の方法と技術、相談援助の具体的展開 事例分析	1
		社会的養護	現代社会における社会的養護の意義と歴史的変遷、 社会的養護と児童家庭福祉、社会的養護の制度と実施体系 施設養護の実際、社会的養護の現状と課題	2
		保育者論	保育者の役割と倫理、保育士の制度的位置づけ、保育士の専門性 保育士の協働、保育者の専門的成長	2

(科 目)		内容	(単位)	
必修	保育の対象の理解に関する科目  (B)	保育の心理学Ⅰ	保育と心理学、子どもの発達理解、人との相互的かかわりと子どもの発達、生涯発達と初期経験の重要性	2
		保育の心理学Ⅱ (演習)	子どもの発達と保育実践、生活や遊びを通じた学びの過程、保育における発達援助	1
		子どもの保健Ⅰ	子どもの健康と保健の意義 (生命の保持と情緒の安定に係る保健活動の意義と目的等)、 子どもの発育・発達と保健、子どもの疾病と保育 子どもの精神保健、環境及び衛生管理並びに安全管理、健康及び安全の実施体制	4
		子どもの保健Ⅱ (演習)	保健活動の計画及び評価、子どもの保健と環境、 子どもの疾病と適切な対応 (障害児含む) 事故防止及び健康安全管理、心とからだの健康問題と地域保健活動	1
		子どもの食と栄養 (演習)	子どもの健康と食生活の意義、栄養に関する基礎的知識、 子どもの発育・発達と食生活、食育の基本と内容、 家庭や児童福祉施設における食事と栄養、 特別な配慮を要する子どもの食と栄養 (障害児含む)	2
		家庭支援論	家庭支援の意義と役割、家庭生活を取り巻く社会的状況 子育て家庭の支援体制、多様な支援の展開と関係機関との連携	2
	保育の内容・方法に関する科目  (C)	保育課程論	保育の計画と評価の基本、保育所における保育の計画、 保育の計画の作成と展開、保育所における保育の評価	2
		保育内容総論 (演習)	保育の基本と保育内容、保育内容の歴史的変遷、保育内容と子ども理解 保育の基本を踏まえた保育内容の展開、保育の多様な展開	1
		保育内容演習 (演習)	子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助やかかわりである 「養護」、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育 (健康、人間関係、環境、言葉及び表現の5領域)」	5
		乳児保育 (演習)	乳児保育の理念と役割、乳児保育の現状と課題、 3歳未満児の発達と保育内容、乳児保育の実際、乳児保育における連携	2
		障害児保育 (演習)	障害児保育を支える理念、障害の理解と保育における発達の援助、 障害児保育の実際、家庭及び関係機関との連携、 障害のある子どもの保育にかかわる現状と課題	2

(科 目)		内容	(単位)	
必修	保育の内容・方法に関する科目	社会的養護内容 (演習)	社会的養護における児童の権利擁護と保育士等の倫理及び責務、社会的養護の実施体系、支援の計画と内容及び事例分析、社会的養護にかかわる専門的技術、今後の課題と展望	1
	(C)	保育相談支援 (演習)	保育相談支援の意義、保育相談支援の基本、保育相談支援の実際、児童福祉施設における保育相談支援、	1
	保育の表現技術	保育の表現技術 (演習)	身体表現に関する知識や技術、音楽表現に関する知識や技術、造形表現に関する知識や技術、言語表現等に関する知識や技術、教材等の活用及び作成と保育の展開	4
	(D)	保育実践演習 I (実習)	<p>&lt;保育所実習の内容&gt;</p> 保育所の役割と機能、子ども理解、保育内容・保育環境、保育の計画・観察・記録、専門職としての保育士の役割と職業倫理 <居住型児童福祉施設等及び障害児通所施設等における実習の内容>           施設の役割と機能、子ども理解、養護内容・生活環境、計画と記録 専門職としての保育士の役割と倫理	4
	保育実習	保育実習指導 I (演習)	保育実習の意義、実習の内容と課題の明確化、実習に際しての留意事項 実習の計画と記録、事後指導における実習の総括と課題の明確化	2
	総合演習	保育実践演習	<p>「保育実践演習」は、次の①又は②のいずれかを行うものとする。</p> <p>①保育にかかわる課題の中から一以上のものに関する分析、考察、検討を行うとともに、その課題について、児童や保護者を援助するための技術、方法等について学修する。さらに、問題を発見し、その問題を解決する過程や解決内容について再検討する手法を取得する。</p> <p>②必修科目及び選択必修科目の履修状況や保育実習を通しての学び等を踏まえ、保育士として必要な知識技能を修得したことを確認する。</p>	2

(科 目)		内容	(単位)
選択必修	保育の本質・目的に関する科目	(A) と同じ	18のうち 9以上を 選択
	保育の対象の理解に関する科目	(B) と同じ	
	保育の内容・方法に関する科目	(C) と同じ	
	保育の表現技術	(D) と同じ	
	保育実習		うち、 2以上
	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ (実習)	保育所の役割や機能の具体的展開、観察に基づく保育理解、 子どもの保育及び保護者・家庭への支援と地域社会等との連携、 指導計画の作成・実践・観察・記録・評価、保育士の業務と職業倫理、自己の課題の明確化  児童福祉施設等(保育所以外)の役割と機能、施設における支援の実際 保育士の多様な業務と職業倫理、保育士としての自己課題の明確化	
	保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ (演習)	保育実習による総合的な学び、保育実践力の育成、計画と観察、記録、自己評価 保育士の専門性と職業倫理、事後指導における実習の総括と評価	うち、 1以上
教養科目	外国語に関する演習(演習)	—	8以上
	それ以外の科目	—	
	体育に関する講義	—	うち、 1以上
	体育に関する実技(演習)	—	うち、 1以上
合計			68以上

## 社会福祉士とは

専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者（社会福祉士及び介護福祉士法第二条第一号 抜粋）

## ○社会福祉士養成にかかる社会福祉に関する科目（指定科目）等

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年12月15日省令50号）・社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日社援発第0328001号） 抜粋）

科 目	教育に含むべき事項	時間
人体の構造と機能及び疾病	① 人の成長・発達 ② 心身機能と身体構造の概要 ③ 国際生活機能分類（ICF）の基本的考え方と概要 ④ 健康の捉え方 ⑤ 疾病と障害の概要 ⑥ リハビリテーションの概要	30
心理学理論と心理的支援	① 人の心理学的理解 ② 人の成長・発達と心理 ③ 日常生活と心の健康 ④ 心理的支援の方法と実際	30
社会理論と社会システム	① 現代社会の理解 ② 生活の理解 ③ 人と社会の関係 ④ 社会問題の理解	30
現代社会と福祉	① 現代社会における福祉制度と福祉政策 ② 福祉の原理をめぐる理論と哲学 ③ 福祉制度の発達過程 ④ 福祉政策におけるニーズと資源 ⑤ 福祉政策の課題 ⑥ 福祉政策の構成要素 ⑦ 福祉政策と関連政策 ⑧ 相談援助活動と福祉政策の関係	60
社会調査の基礎	① 社会調査の意義と目的 ② 統計法 ③ 社会調査における倫理 ④ 社会調査における個人情報保護 ⑤ 量的調査の方法 ⑥ 質的調査の方法 ⑦ 社会調査の実施に当たってのITの活用方法	30
相談援助の基盤と専門職	① 社会福祉士の役割と意義 ② 精神保健福祉士の役割と意義 ③ 相談援助の概念と範囲 ④ 相談援助の理念 ⑤ 相談援助における権利擁護の意義 ⑥ 相談援助に係る専門職の概念と範囲 ⑦ 専門職倫理と倫理的ジレンマ ⑧ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携（チームアプローチ含む）の意義と内容	60



科 目	教育に含むべき事項	時間
相談援助の理論と方法	① 人と環境の相互作用      ② 相談援助の対象      ③ 様々な実践モデルとアプローチ ④ 相談援助の過程      ⑤ 相談援助における援助関係      ⑥ 相談援助のための面接技術 ⑦ ケースマネジメントとケアマネジメント ⑧ アウトリーチ ⑨ 相談援助における社会資源の活用・調整・開発 ⑩ ネットワーキング（相談援助における多職種・多機関との連携を含む。） ⑪ 集団を活用した相談援助 ⑫ スーパービジョン      ⑬ 記録 ⑭ 相談援助と個人情報の保護の意義と留意点 ⑮ 相談援助における情報通信技術（IT）の活用 ⑯ 事例分析 ⑰ 相談援助の実際（権利擁護活動を含む。）	120
地域福祉の理論と方法	① 地域福祉の基本的考え方      ② 地域福祉の主体と対象 ③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民      ④ 地域福祉の推進方法	60
福祉行財政と福祉計画	① 福祉行政の実施体制      ② 福祉行財政の動向      ③ 福祉計画の意義と目的 ④ 福祉計画の主体と方法      ⑤ 福祉計画の実際	30
福祉サービスの組織と経営	① 福祉サービスに係る組織や団体      ② 福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論 ③ 福祉サービス提供組織の経営と実際      ④ 福祉サービスの管理運営の方法と実際	30
社会保障	① 現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。） ② 社会保障の概念や対象及びその理念      ③ 社会保障の財源と費用 ④ 社会保険と社会扶助の関係      ⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係 ⑥ 社会保障制度の体系、      ⑦ 年金保険制度の具体的内容 ⑧ 医療保険制度の具体的内容      ⑨ 諸外国における社会保障制度の概要	60
高齢者に対する支援と介護保険制度	① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。） ② 高齢者福祉制度の発展過程、      ③ 介護の概念や対象      ④ 介護予防      ⑤ 介護過程 ⑥ 認知症ケア      、      ⑦ 終末期ケア、      ⑧ 介護と住環境      ⑨ 介護保険法      ⑩ 介護報酬 ⑪ 介護保険法における組織及び団体の役割と実際、      ⑫ 介護保険法における専門職の役割と実際 ⑬ 介護保険法におけるネットワーキングと実際、      ⑭ 地域包括支援センターの役割と実際      ⑮ 老人福祉法 ⑯ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法） ⑰ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ⑱ 高齢者の居住の安定確保に関する法律	60

科 目	教育に含むべき事項	時間
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要 ② 障害者福祉制度の発展過程 ③ 障害者総合支援法、 ④ 障害者総合支援法における組織及び団体の役割と実際 ⑤ 障害者総合支援法における専門職の役割と実際 ⑥ 障害者総合支援法における多職種連携、ネットワーキングと実際 ⑦ 相談支援事業所の役割と実際 ⑧ 身体障害者福祉法 ⑨ 知的障害者福祉法 ⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ⑪ 発達障害者支援法 ⑫ 障害者基本法 ⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 ⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律	30
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	① 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力（D.V）、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。）と実際 ② 児童・家庭福祉制度の発展過程、 ③ 児童の定義と権利 ④ 児童福祉法 ⑤ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法） ⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（D.V法） ⑦ 母子及び寡婦福祉法、 ⑧ 母子保健法、 ⑨ 児童手当法、 ⑩ 児童扶養手当法 ⑪ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律、⑫ 次世代育成支援対策推進法 ⑬ 少子化社会対策基本法、 ⑭ 売春防止法、 ⑮ 児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際 ⑯ 児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際 ⑰ 児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワーキングと実際 ⑱ 児童相談所の役割と実際	30
低所得者に対する支援と生活保護制度	① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際、② 生活保護制度 ③ 生活保護制度における組織及び団体の役割と実際、④ 生活保護制度における専門職の役割と実際 ⑤ 生活保護制度における多職種連携、ネットワーキングと実際、⑥ 福祉事務所の役割と実際、 ⑦ 自立支援プログラムの意義と実際、⑧ 低所得者対策、⑨ 低所得者へ住宅政策、⑩ ホームレス対策	30
保健医療サービス	① 医療保険制度、② 診療報酬、③ 保健医療サービスの概要、 ④ 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際、⑤ 保健医療サービス関係者との連携と実際	30
就労支援サービス	① 雇用・就労の動向と労働施策の概要、 ② 就労支援制度の概要 ③ 就労支援に係る組織、団体の役割と実際、④ 就労支援に係る専門職の役割と実際 ⑤ 就労支援分野との連携と実際	15
権利擁護と成年後見制度	① 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わり ② 成年後見制度、③ 日常生活自立支援事業、④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 権利擁護に係る組織、団体の役割と実際、⑥ 権利擁護活動の実際	30

科 目	教育に含むべき事項	時間
更生保護制度	① 更生保護制度の概要、② 更生保護制度の担い手、③ 更生保護制度における関係機関・団体との連携 ④ 医療観察制度の概要、⑤ 更生保護における近年の動向と課題	15
相談援助演習	① 以下の内容については相談援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと ア 自己覚知、 イ 基本的なコミュニケーション技術の習得、 ウ 基本的な面接技術の習得、 エ 次に掲げる具体的な課題別の相談援助事例等（集団に対する相談援助事例を含む。）を活用し、総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。 （ア）社会的排除、（イ）虐待（児童・高齢者）、（ウ）家庭内暴力（D.V）、（エ）低所得者、 （オ）ホームレス （カ）その他の危機状態にある相談援助事例（権利擁護活動を含む。） オ エに掲げる事例等を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。 （ア）インテーク、（イ）アセスメント、（ウ）プランニング、（エ）支援の実施、 （オ）モニタリング、（カ）効果測定、（キ）終結とアフターケア カ オの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。 （ア）アウトリーチ、（イ）チームアプローチ、（ウ）ネットワーキング、 （エ）社会資源の活用・調整・開発 キ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。 （ア）地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握、（イ）地域福祉の計画、（ウ）ネットワーキング （エ）社会資源の活用・調整・開発、（オ）サービスの評価 ② 相談援助実習後に行うこと。 相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、相談援助実習における生徒の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。	150
相談援助実習指導	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ① 相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義 ② 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解 ③ 実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解 ④ 現場体験学習及び見学実習（実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む。） ⑤ 実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解 ⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解（個人情報保護法の理解を含む。） ⑦ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 ⑨ 巡回指導 ⑩ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪ 実習の評価全体総括会	90

科 目	教育に含むべき事項	時間
相談援助実習	<p>① 生徒は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>② 相談援助実習指導担当教員は巡回指導等を通して、次に掲げる事項について生徒及び実習指導者との連絡調整を密に行い、生徒の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p> <p>ア 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成</p> <p>ウ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成</p> <p>エ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価</p> <p>オ 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際</p> <p>カ 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解</p> <p>キ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際</p> <p>ク 当該実習先が地域社会の中の設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p>	180
合計		1,200